

「部分引渡し特約条項（単年度工事用）」

（この契約の特則）

第〇条 指定部分に係る工事が第〇条の規定による読み替え後の第〇条第〇項の検査（以下「しゅん功検査」という。）に合格している場合においては、第〇条第〇項中「請負代金額の10分の4以内の前払金」とあるのは「発注者が定める契約書別紙記載のその他の部分に係る前払金」と、同条第〇項中「請負代金額の10分の2以内の中間前払金」とあるのは「発注者が定める契約書別紙記載のその他の部分に係る中間前払金」と、同条第〇項及び第〇項中「請負代金額」とあるのは「発注者が定める契約書別紙記載のその他の部分に係る請負代金額」と読み替えてこれらの規定を適用する。

第〇条 この契約における部分払金は、第〇条第〇項の規定にかかわらず、次の式により算出した額の範囲内とする。

$$= \left(\frac{\text{第〇条第〇項の請負代金相当額のうち指定部分に係る請負代金相当額}}{10} \times \left(\frac{9}{10} - \frac{\text{指定部分に係る前払金}}{\text{指定部分に係る請負代金額}} \right) - \frac{\text{指定部分に係る前回までの部分払金額の合計額}}{\text{指定部分に係る前回までの部分払金額の合計額}} \right)$$
$$+ \left(\frac{\text{第〇条第〇項の請負代金相当額のうちその他の部分に係る請負代金額}}{10} \times \left(\frac{9}{10} - \frac{\text{その他の部分に係る前払金額}}{\text{その他の部分に係る請負代金額}} \right) - \frac{\text{その他の部分に係る前回までの部分払金額の合計額}}{\text{その他の部分に係る前回までの部分払金額の合計額}} \right)$$

2 指定部分に係る工事がしゅん功検査に合格している場合においては、前項の規定のうち指定部分に係る算出はないものとする。